○国土交通省令第三十八号

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十六条第一項の規定に基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

第百四十四条第一項の表を次のように改める。

操縦試験の種別		金額
一級小型船舶操縦士試験、二級小型船舶操縦士試験、二級小型船舶操縦士（第一号限定）試験、二級小型船舶操縦士（第二号限定）試験又は特殊小型船舶操縦士試験	身体検査	三千四百五十円（第百一条第二項の規定による場合にあつては千六百円）
	学科試験	六千六百円
一級小型船舶操縦士試験	実技試験	一万八千九百円
二級小型船舶操縦士試験	学科試験	三千五百五十円
	実技試験	一万八千九百円
二級小型船舶操縦士（第一号限定）試験	学科試験	二千八百円
	実技試験	一万五千円
二級小型船舶操縦士（第二号限定）試験	学科試験	三千五百五十円
	実技試験	一万八千九百円
特殊小型船舶操縦士試験	学科試験	二千九百円
	実技試験	一万六千四百円

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十九号

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十五条の二の規定に基づき、道路法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

道路法施行規則の一部を改正する省令

道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の五の次に次の一条を加える。

（道路の維持又は修繕に関する技術的基準等）

第四条の五の二　令第三十五条の二第二項の国土交通省令で定める道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

一　トンネル、橋その他道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物のうち、損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれがあるもの（以下この条において「トンネル等」という。）の点検は、トンネル等の点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者が行うこととし、近接目視により、五年に一回の頻度で行うことを基本とすること。

二　前号の点検を行つたときは、当該トンネル等について健全性の診断を行い、その結果を国土交通大臣が定めるところにより分類すること。

三　第一号の点検及び前号の診断の結果並びにトンネル等について令第三十五条の二第一項第三号の措置を講じたときは、その内容を記録し、当該トンネル等が利用されている期間中は、これを保存すること。

第四条の十三の七中「第四条の五の二第一項各号」を「第四条の五第一項各号」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年七月一日から施行する。

規　則

○会計検査院規則第二号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条第一項並びに行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項及び第十二条の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して処理する場合等における計算証明の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　会計検査院長　河戸　光彦

電子情報処理組織を使用して処理する場合等における計算証明の特例に関する規則の一部を改正する規則

電子情報処理組織を使用して処理する場合等における計算証明の特例に関する規則（平成十五年会計検査院規則第四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十九条」に改める。

第四条第一項中「事項」の下に「（第十二条に掲げる事項を除く。第九条第一項において同じ。）」を加える。

第十二条中「第三十条」の下に「、第四十二条、第四十四条」を加え、「、当該計算証明書類に付記することに代えて」を削り、「入力し、又は」を「第四条の規定に準じて入力し、又は第九条の規定に準じて」に、「に添付」を「とともに提出」に改める。

第十七条中「に読み替えるもの」を削り、同条の表を次のように改め、同条を第十九条とする。

第四条第二項		誤記等	誤った入力等又は誤った記録等
第十一条の三第二項、第十三条第二項、第十九条の三第二項、第十九条の九第二項、第三十六条第二項、第四十九条第二項、第五十八条の二第四項、第四項、第六十条第三項	別冊第九条	別	電子情報処理組織を使用して処理する場合等における計算証明の特例に関する規則（平成十五年会計検査院規則第四号）第十六条
		細分して仕切紙を付して	細分して
第三十条の二第二項、第四十五条第二項			